

国土交通省近畿地方整備局
局長 布村 明彦殿

2008年5月29日

日本共産党

衆議院議員 こくた恵二
衆議院議員 吉井 英勝
元参議院議員 宮本たけし
兵庫県委員会常任委員 瀬戸 恵子
滋賀県委員会書記長 川内たかし
京都国政委員長 成宮まり子
京都6区代表 浜田よしゆき
滋賀県会議員団長 森 茂樹
京都府会議員団長 新井 進
大阪府会議員団長 宮原 威
国会議員団近畿ブロック事務所

淀川水系ダム問題についての要請

淀川水系ダム問題について、私たちは1月16日、貴国土交通省近畿地方整備局に対し要請を行った。この中で、私たちは貴局の「淀川水系河川整備計画原案」(2007年8月)が、「脱ダム」からダム推進に大きく転換したことを指摘し、「この2年間で方針を大転換させるような社会的・経済的条件の変化があったとは考えられず、今回の方針転換はどうも理解しがたい」とのべた。しかし、これへの説得力ある説明はなかった。また「淀川水系河川基本計画」(2007年8月)で示された基本高水流量は過大であることを指摘したが、やりとりの中で“基本高水流量は粗く導き出し、対策はきめ細かい”ことが浮き彫りになった。流量を適正に設定すれば、大戸川ダムをはじめ川上ダムも建設する必要がないものである。私たちはやりとりの上に立って、「初めにダムありき」の結論押しつけや建設に向けて見切り発車することがないように強く求めた。

ところがその後貴局は、要請に反し「聞く耳持たぬ」という態度でダム整備に突っ走ろうとしている。淀川水系流域委員会は4月22日、意見書をまとめ「原案」に盛り込まれた4ダム(大戸川ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム、丹生ダム)を整備計画に位置づけるのは適切でなく、「原案」を見直し、再提示することなどを貴局に求めた。ダムを整備しても国が主張するほどの効果はない、という疑問が最大の理由である。ところが貴局は、意見書を受け取っていない段階から「原案はあくまでも計画をつくるためのたたき台で、作り直す性格のものでない」(谷本広司河川部長)と、突っぱねたと報道されている。「流域委員会」は、いうまでもなく新河川法で「河川管理者は…意見を聴かなければならない」とされた貴局の諮問委員会であり、意見書は21回の審議を重ねて出されたものである。冬柴鐵三国土交通大臣も意見書について、「重く受け止めなければならない」「重い結論」とのべた上で、「軽んずるような発言をしたら、いけない」と言わざるを得なかった(4月30日の記者会見)。しかし貴局は、「原案はたたき台」といいながら、「淀川水系河川整備計画案」に「4ダム」を盛り込む方針を表明した(5月13日)。貴局の「流域委員会」軽視は許されない。

今後、河川整備計画の策定に向け、流域の府県知事への意見照会が行われる。流域自治体は

いずれも財政難に苦しんでおり、貴局には資料・情報を積極的に提供し、意見を聴く姿勢が求められる。

「洪水を河道に閉じこめ流下させる」という明治以来の古い治水方針は、治水事業がすすめばすすむほど水害の危険性が增大するという矛盾をはらんでおり、その矛盾が一層顕在化している。いまその転換が求められている。以上に立ち、下記のように要請する。

記

(1) 淀川水系流域委員会の意見書を尊重し、「原案」を見直して再提示されたい。「初めにダムありき」でダム整備一辺倒の姿勢を改められたい。

(2) 「4ダム」を整備した場合の流域自治体の負担額を示されたい。資料・情報の開示、提供を積極的に進め、住民の意見を聴き、期限を決めて建設へ見切り発車することがないようにされたい。

(3) 「4ダム」整備をめぐっては、琵琶湖や淀川を治水や環境、人間や生き物のことも考えて再生させていこうとするのか、古い治水方式に逆戻りし従来のやり方で突っ走るとかがどうか、問われている。貴局が、超過洪水にも十分対応できるような新しい治水方針に転換することを求める。

以上